

10月から 幼児教育・保育の無償化がスタートします

- 無償化の対象となるためには、事前に「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。（詳しくは裏面をご覧ください）

（注1）認可外保育施設は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園（長時部）等を利用していない方が対象となります。

（注2）「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、詳しくは裏面をご覧ください。

（注3）認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、月額3.7万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となります。

（注1）無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

（注2）長浜市所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、市に申請することが必要です。

- 滋賀県に届出をした認可外保育施設に加え、
 - ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業
 - ・ ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

（注）無償化の対象となる認可外保育施設は、滋賀県に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため、5年間の猶予期間を設けています。

問い合わせ先：

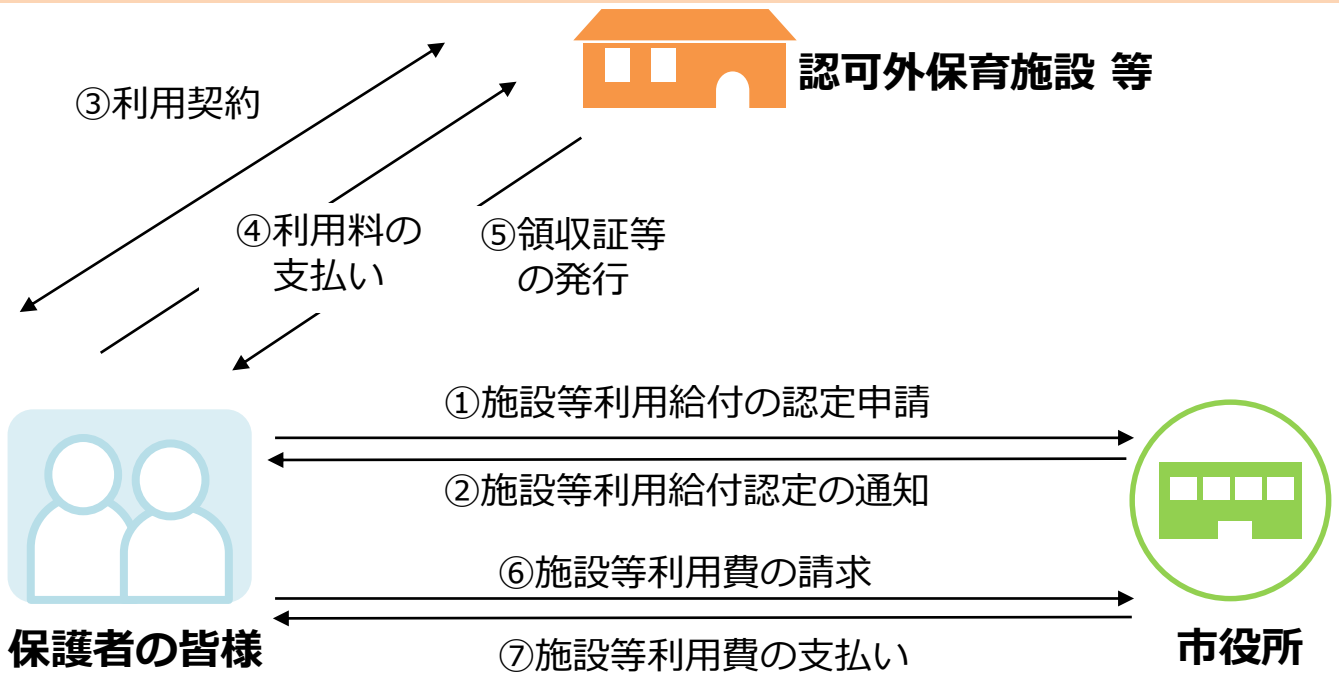
【お近くの認可外保育施設に関する情報について】

滋賀県子ども・青少年局 TEL：077-528-3557

【無償化の給付や保育の必要性の認定の手続について】

長浜市教育委員会事務局 幼児課 TEL：0749-65-8607

【基本的な手続きのイメージ】



認定申請の手続きについて(施設等利用給付の認定申請)

無償化の対象となるには以下の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、**事前に**「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

【申請に必要な書類】

- ・施設等利用給付申請書
- ・添付書類

保育を必要とする事由	添付書類
1 就労中の方(予定を含む)	就労(予定)証明書
2 自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合	自営業就労申立書(法人格をもつ自営業の方は就労(予定)証明書)
3 出産(予定)の方(出産前3か月、後6か月)	出産(予定)証明書または母子手帳の写し(表紙と出産予定日が掲載されているページ)
4 病気療養中または同居の親族の看病の方	次のいずれか ①医師の診断書またはその写し(6か月以内のもの) ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はその手帳の写し ③介護保険の要介護認定者もしくは要支援認定者は、介護保険証の写し
5 求職活動中の方	就労予定申立書
6 学生の方	在学証明書または学生証の写し、時間割表等(就学時間がわかるもの)